

柏市緑の基本計画策定市民懇談会

日時 平成19年8月20日(月)午後2時

場所 柏市役所第二庁舎5階第5・6委員会室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 出席者紹介

4. 「柏市緑の基本計画」の改定について

5. 市民懇談会の役割について

6. 意見交換

7. その他

8. 閉 会

柏市緑の基本計画策定市民懇談会の進め方

1. 目的

緑の基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴くことが法律上定められています。

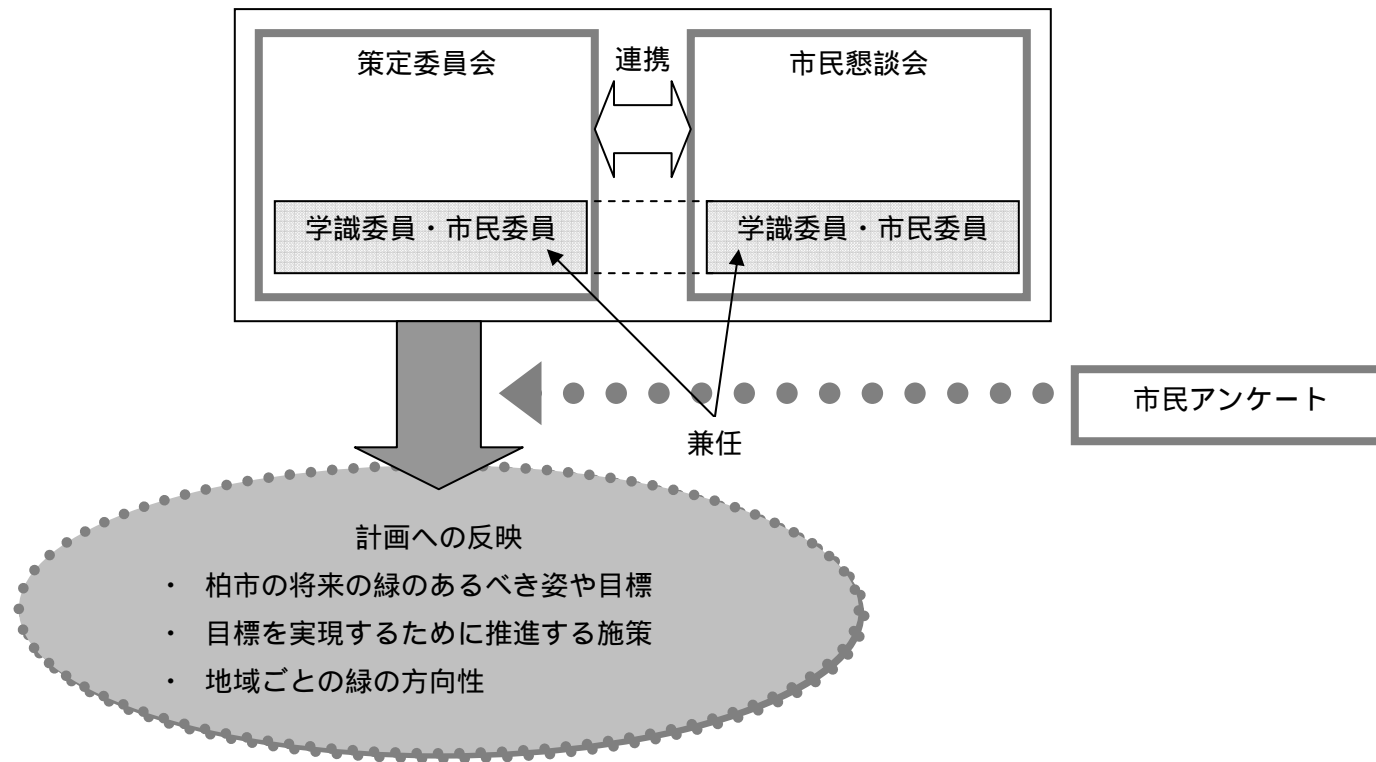
今回の柏市緑の基本計画の策定においては、一般市民の全体的な意見・意向の傾向を把握するために市民アンケートを実施するとともに、市民のみなさんの声を直接お聴きする場として、市民懇談会を設置することとしました。

市民懇談会は、市民のみなさんの地域の緑の特性・課題などについての身近な意見をお聴きし、計画に反映していくことを目的としています。

2. 意見の反映

計画の策定は、策定委員会が主体として行いますが、策定委員会と市民懇談会の連携を図るために、策定委員会の一部の学識委員と市民委員は市民懇談会の委員を兼任していただいています。

市民懇談会において出された意見については、整理して策定委員会に報告するとともに、市民アンケートの結果とあわせ、市民の意向として計画に反映するよう努めます。



3. いただきたい意見

市民懇談会は、北部・中央・南部・沼南の各地域（別図参照）を基本としながら、地域の緑の資源や課題や、市全体の緑の課題、将来の方向などについて意見をお聴きします。

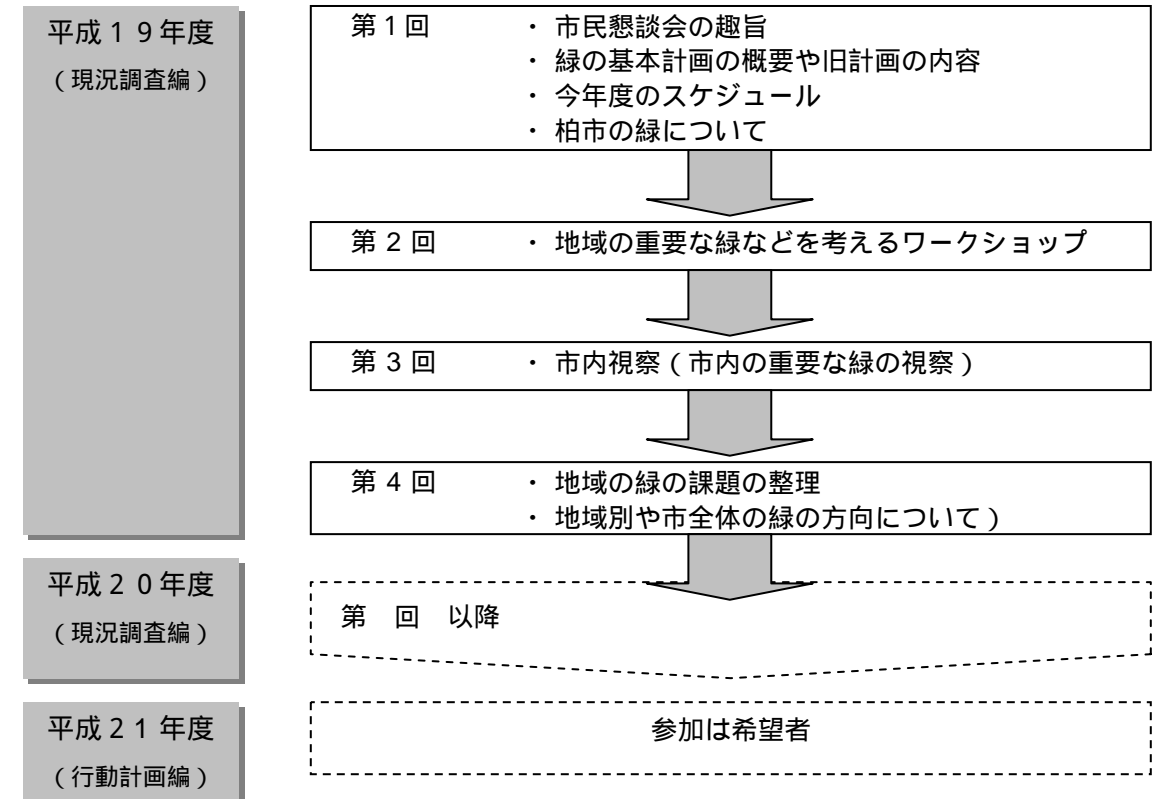
特にいただきたい意見内容

- 地域の緑の特性や地域において大切な緑
- 地域や柏市全体の緑のあるべき姿
- そのために必要な取り組み

4. スケジュール

柏市緑の基本計画は、今年度と来年度（平成19・20年度）の2ヵ年で策定します。今年度は主に現況の把握と緑の課題設定を行い、来年度に目標や将来像、具体的な施策の方針や地域別の構想などを整理し、計画の策定を行います。さらに、平成21年度は緑の基本計画行動計画を策定する予定です。

市民懇談会においても、この全体の策定スケジュールに対応しながら、話し合いを進めます。



5. 話し合いのルール

市民懇談会は、みなさんが自由に意見等を述べ、また互いの意見を聴く場です。

そのため、会を円滑に進めるうえで、参加者が一定のルールを守ることが必要となります。

自由に意見を出し、話し合いを楽しみましょう。

市民懇談会は、集まった皆さんが、対等な立場で自由に意見を述べる場です。「的はずれかも知れない」、「ちょっと恥ずかしい」など思わずに、積極的に建設的な提案をお願いします。

他の人の意見を尊重しましょう。

今回は一つの結論を出すものではありませんので、否定しあうのではなく、他の人の意見にも耳を傾けて、楽しい話し合いの場をつくりましょう。また、他の人の発言を妨げることや、特定の人物や施設などを中傷するようなことは避けましょう。

「時間」を大切にしましょう。

時間は限られています。開始時間ももちろん、議論や発表の際も、決められた時間を守るのがルールです。時間は、参加者全員が共有するものです。一人だけが発言して時間を独占することは慎みましょう。

会の進行全般について、指示にしたがいましょう。

市民懇談会全体の話し合いやグループごとの話し合いには、進行役がいます。議論を円滑に進めるために、進行に協力しましょう。

第1回
柏市緑の基本計画策定市民懇談会
資料

— 柏市緑の基本計画の策定に向けて —

平成19年8月20日

柏市都市緑政部公園緑政課

目次

| | |
|--------------------|------|
| 1. 緑の基本計画とは | 1~6 |
| 1) 緑の基本計画の概要 | 1 |
| 2) 計画で対象とする緑 | 1 |
| 3) 緑の基本計画の位置づけ等 | 2 |
| 4) 柏市緑の基本計画改訂の背景 | 3 |
| 2. 緑の基本計画の策定体制 | 7 |
| 3. 今年度の作業内容とスケジュール | 8~10 |

1. 緑の基本計画とは

1) 緑の基本計画の概要

① 緑の基本計画策定の目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村が長期的な目標のもとに定める緑に関する総合計画といえるものである。

本計画は、将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化の意識の普及啓発など含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進する指針とするとともに、市民・事業者・団体・市が連携・協働を図るうえでの共通の土台とするために策定するものである。

② 計画の特徴

- ・ 市町村が策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画である
- ・ 策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映する措置が必要である
- ・ 策定した計画は公表することが必要である

③ 計画の内容

- 必ず定める事項
 - ・ 緑地の保全及び緑化の目標
 - ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 必要に応じて定める事項
 - ・ 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項
 - ・ 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
 - ・ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
 - ・ 緑化地域における緑化の推進に関する事項
 - ・ 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

2) 計画で対象とする緑

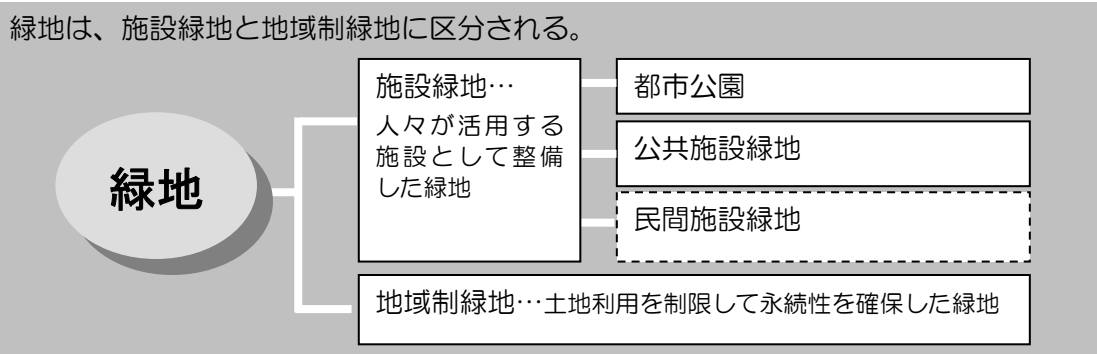
緑の基本計画で対象とする「緑」は、樹木や草などの植物や植物によって覆われている土地およびこれらと一体となった水面やオープンスペースなどを指し、行政が整備・管理しているものだけでなく、市民や事業者が所有し管理するものも含む。広義には、土・水・植物・生き物・文化などを含めてとらえる。

この緑のうち、旧柏市緑の基本計画・旧沼南町緑の計画では、都市計画的な手法等により制度上安定し持続性または担保性が高い緑として確保、整備している土地を「緑地」として位置づけている。

緑

- 樹木・草などの植物やそれらに覆われている土地
- 水辺・水面
 - ・ 樹木・樹林地（雑木林・社寺林・屋敷林）
 - ・ 農地・草地
 - ・ 河川・水路・ため池・湿地・調整池などの水面・水辺
 - ・ 公園緑地・広場
 - ・ 街路樹・歩行者専用道路・緑道
 - ・ 学校・庁舎の植栽地・グラウンド
 - ・ 住宅・研究所・大学・工業団地の植栽地

その他



※民間施設緑地については、両計画では扱っていない。

3) 緑の基本計画の位置づけ等

①計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法及び柏市緑を守り育てる条例に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であるとともに、「柏市第四次総合計画」「柏市都市計画マスタープラン（同時策定）」「柏市環境基本計画」「柏市景観計画（今後策定予定）」等との整合を図りながら策定する、緑に関する分野別計画である。

②計画期間

計画期間は、柏市第四次総合計画、柏市都市計画マスタープランなどとの整合を図り、おおむね20年とする。

また、計画の見直しについては、おおむね5年ごとに行なわれる都市計画に関する基礎調査（都市計画法第6条）の結果や社会情勢の変化等にあわせて、適宜見直すことが必要である。

③住民意見の反映

計画策定に当たっては、住民意見を反映して定めることが必要となっている。また、市民に緑の将来像や計画内容をわかりやすく説明するため、図表や写真の活用、文書の工夫等も重視するものとする。

4) 柏市緑の基本計画改訂の背景

①柏市の動向への対応

旧柏市では、平成 7 年度に「柏市緑の基本計画」を策定し、平成 13 年度に改訂を行っている。改訂の内容は、計画の目標年次を平成 22 年から平成 32 年に変更したもので、これ以外の計画書の見直しは行っておらず、平成 7 年度版を引き継いだ内容となっている。

また、平成 17 年 3 月 28 日に柏市と合併した旧沼南町では、平成 15 年度に「沼南町緑の基本計画」を策定している。したがって、現時点で 2 つの緑の基本計画がある。

平成 18 年 4 月には、「柏市第四次総合計画 中期基本計画」を策定した。さらに、都市計画の基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」も合併を踏まえて策定予定であり、平成 20 年には中核市へと移行する予定である。

このようなことから、新市における緑の現況を把握するとともに、これらの上位計画と整合させた、新たな「緑の基本計画」の策定を図るべく、計画の改訂が急務となっている。

②社会情勢と国の動向への対応

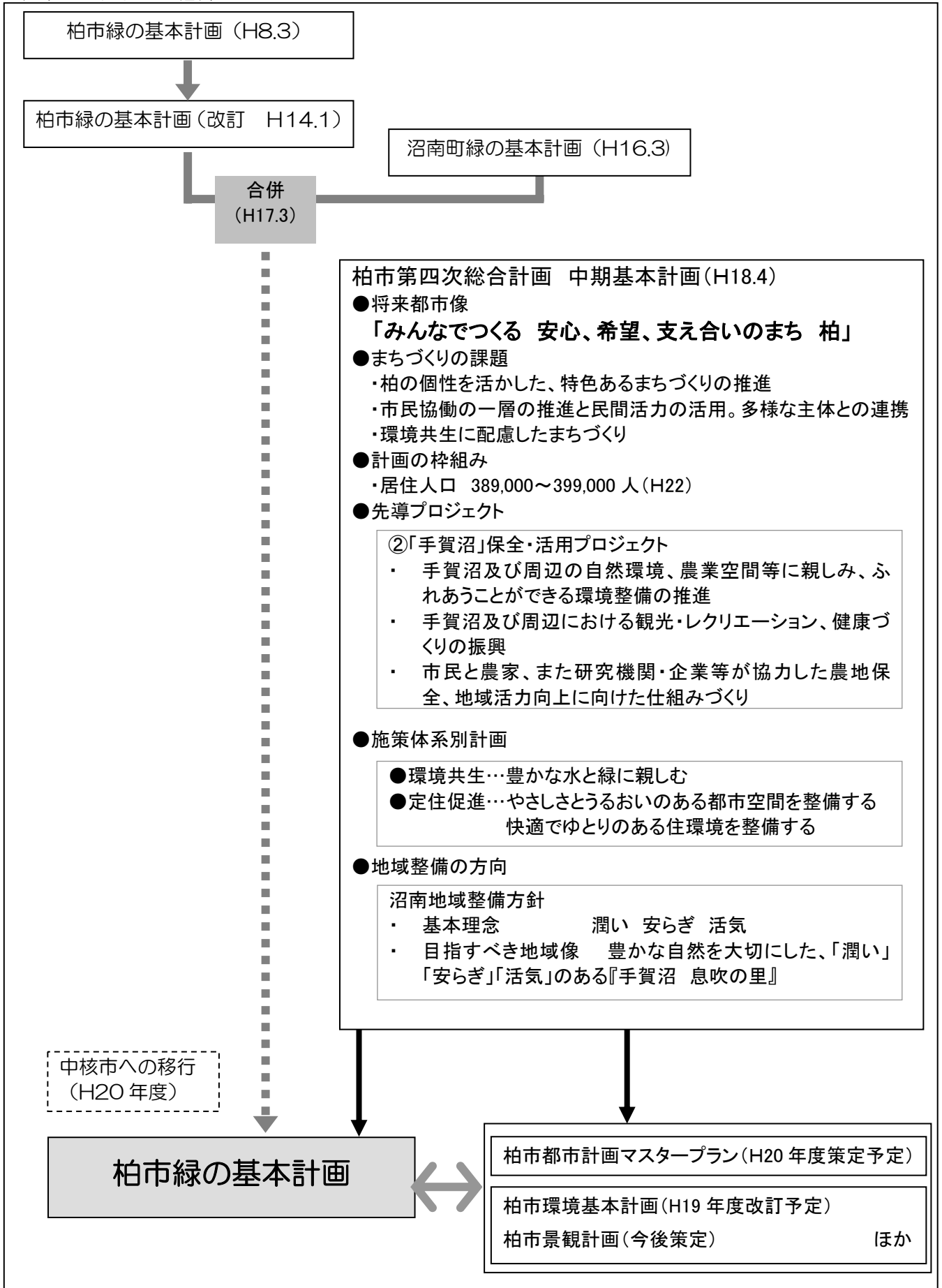
昨今は、情報化、国際化など、我が国を取り巻く急速な情勢の変化がみられる。そのような状況に対応した都市機能の高度化や居住環境の向上を図るため、内閣府の都市再生本部により「都市再生プロジェクト」が決定され、この中の自然環境の保全の取り組みとして、関係省庁と都県市からなる協議会により「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」が策定された。本市の区域においても、首都圏レベルで重要な自然環境として、「手賀沼ゾーン」や「利根川・菅生沼ゾーン」が位置づけられている。

また、地球温暖化対策としては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」のほか、平成 17 年に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。一方、都市部においては、ヒートアイランド現象の進行も深刻な状況となっており、その対策も急務となっている。その一環として、「ヒートアイランド対策大綱」が策定されている。

平成 16 年には「景観緑三法」として、わが国ではじめての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されるとともに、それと大きく連携する都市緑地法と都市公園法の改正が行われ、緑とオープンスペースが豊かな美しい景観形成に向けた新たな取り組みが進められつつある。

このほか、自然や緑の持つ多面的、公益的機能に着目し、社会的資本としてとらえた法令等の改正、制定も相次いでいることから、現在の緑を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな時代にふさわしい緑の基本計画が求められている。

柏市のこれまでの経緯



柏市緑の基本計画(平成 14 年1月)

■基本理念と緑の将来像

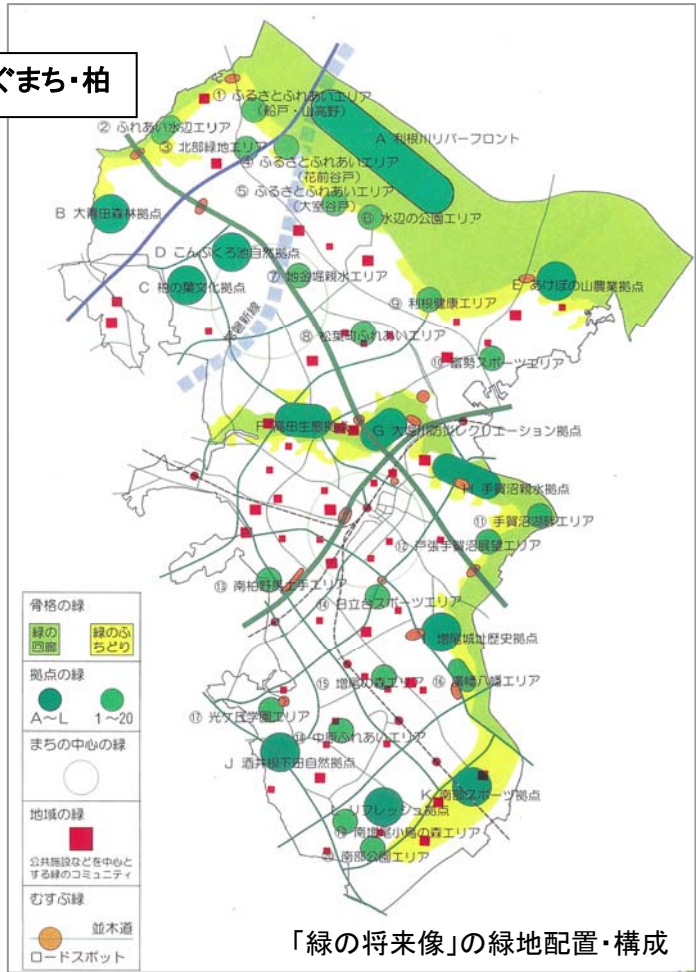
自然がやさしく、緑と水の美しい、心やすらぐまち・柏

- しっかりと維持する「骨格の緑」
- 柏を代表する公園緑地、「拠点の緑」
- 緑豊かな柏の顔、「まちの中心の緑」
- 地区ごとに特徴的な「地域の緑」
- 緑の帯となって市内を巡る「むすぶ緑」

■基本方針

みんなでつくる みりよくある みどりのまち・柏
 一人と緑のふれあいハートプラン

1. 緑をまもる取り組み ーくらしの環境基盤を構築する緑をまもります
2. 緑をつくる取り組み ーまちの個性となる緑をつくります
3. 緑をそだてる取り組み ー全体的な体制を確立し、緑を育てます



■計画のフレーム

- ・ 目標年次 平成 32 年
- ・ フレーム 人口 37.2 万人 市域 7, 291ha

■目標水準

●都市公園等の整備量

- ・ 都市公園 10 m²/人以上
- ・ 都市公園等 20 m²/人以上

●緑地確保

- ・ 市街地面積 13%以上
- ・ 都市計画区域 30%以上

●緑化の目標

- ・ 公共施設、民有施設、住宅、工場等の新築に際し、敷地の 10%以上を植栽地・花壇として確保

■推進のための施策

1. 緑をまもる取り組み
 - ・ 樹林・農地の保全と活用
 - ・ 水辺や農地の保全と活用
2. 緑をつくる取り組み
 - ・ 公園の整備
 - ・ 美しい並木づくり
 - ・ 河川緑地の整備と緑化
 - ・ 公共施設の緑化
 - ・ まちなみの緑化
 - ・ 緑地協定等の推進
 - ・ 緑化推進重点地区の指定と緑化推進
3. 緑をそだてる取り組み
 - ・ 市民参加による緑の育成
 - ・ 緑を育てる人づくり
 - ・ 財団法人 柏市みどりの基金の活用

沼南町緑の基本計画(平成 16 年 3 月)

■緑の将来像と計画の目標

水と緑のふるさと・沼南－わたしが育てる『うるおいと安らぎのあるまちづくり』－

1. 豊かな緑の骨格とネットワークが息づくまち
2. 緑の中の暮らしが実感できるまち
3. 町民・団体・事業者・町が緑でつながるまち

■基本方針

1. 沼南らしい特色のある緑を守り育てる
2. まちの緑の拠点と軸をつくる
3. 花や緑が美しいまちなみをつくる
4. 緑のまちづくりが息づく仕組み・体制をつくる



■計画のフレーム

- ・ 目標年次 平成 32 年
- ・ 人口 6.4 万人 町域 4, 199ha

■目標水準

●緑地確保水準

- ・ 都市計画区域 36%

●都市公園等の整備水準

- ・ 都市公園 11 m²/人
- ・ 都市公園等 20 m²/人

●緑化目標

- ・ 地域とのかかわりに配慮し、敷地に対して 10%以上の緑化に努める

■推進のための施策

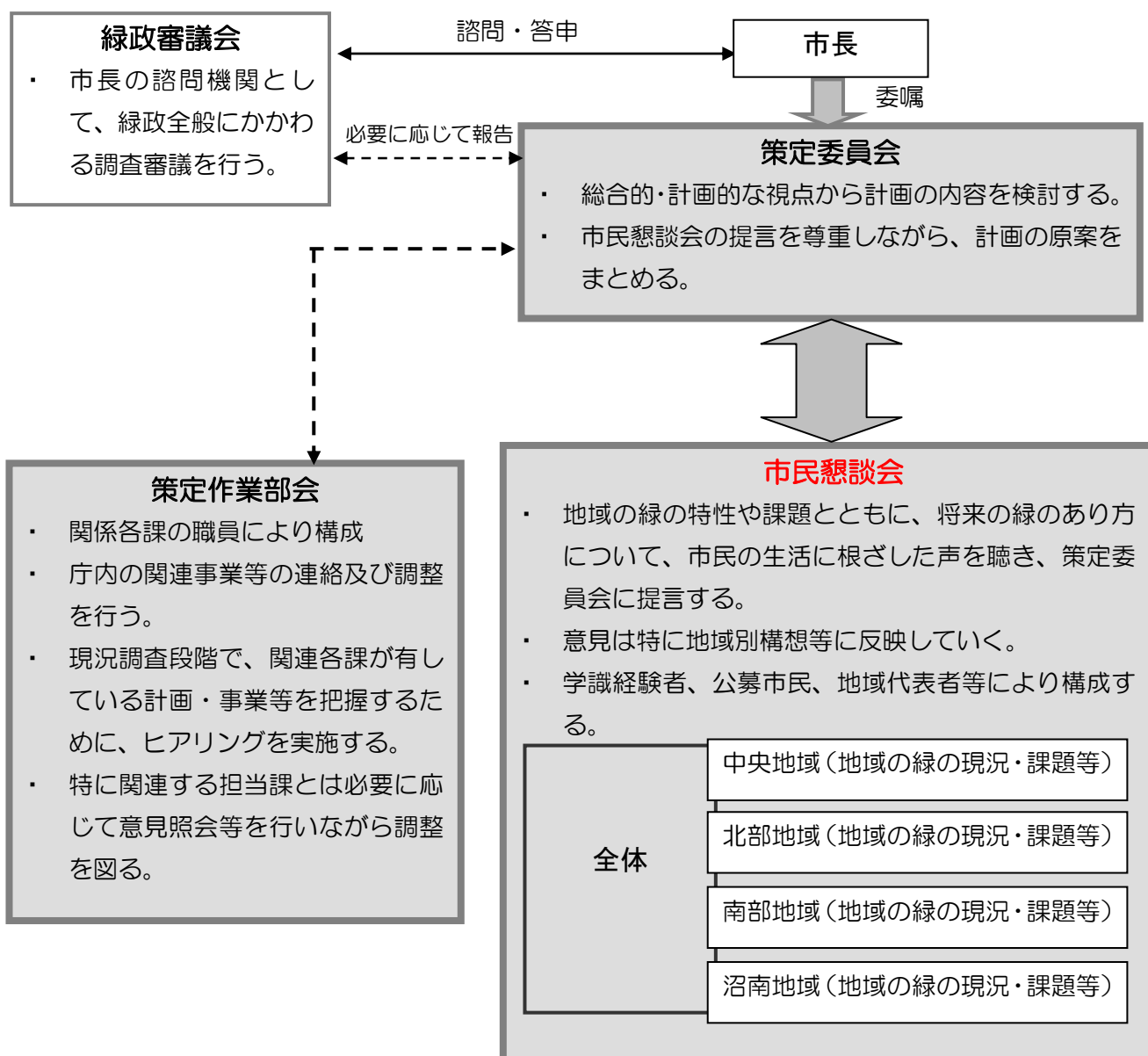
1. 沼南らしい特色のある緑を守り育てる
 - ・ 手賀沼周辺の水辺と緑の保全・育成
 - ・ 手賀沼沿い斜面林保全ネットワーク
 - ・ 里山などの緑の保全・育成
 - ・ 河川の緑の保全・活用
 - ・ ふるさとの緑に親しめる道づくり
2. まちの緑の拠点と軸をつくる
 - ・ 地域にふさわしい公園緑地の整備
 - ・ 道路と沿道の緑化推進
 - ・ 公共公益施設を活かした緑の拠点づくり
3. 花や緑が美しいまちなみをつくる
 - ・ 住宅地の緑化推進
 - ・ 工業団地・大学・基地周辺などの緑化推進
 - ・ 高柳駅前のシンボルとなる表情づくり
 - ・ 花と緑のふれあい回廊づくり
 - ・ 開発にあわせた緑の確保
4. 緑のまちづくりが息づく仕組み・体制をつくる
 - ・ 緑に関する意識啓発の推進
 - ・ 緑の維持管理の充実とリサイクルの推進
 - ・ 緑のまちづくりを担う人材の育成・活用
 - ・ 緑の保全や緑化推進にかかわる支援制度と仕組みづくり

2.緑の基本計画の策定体制

計画の策定に当たって、より広域的・専門的見地からの検討を行うために、「策定委員会」を設置する。

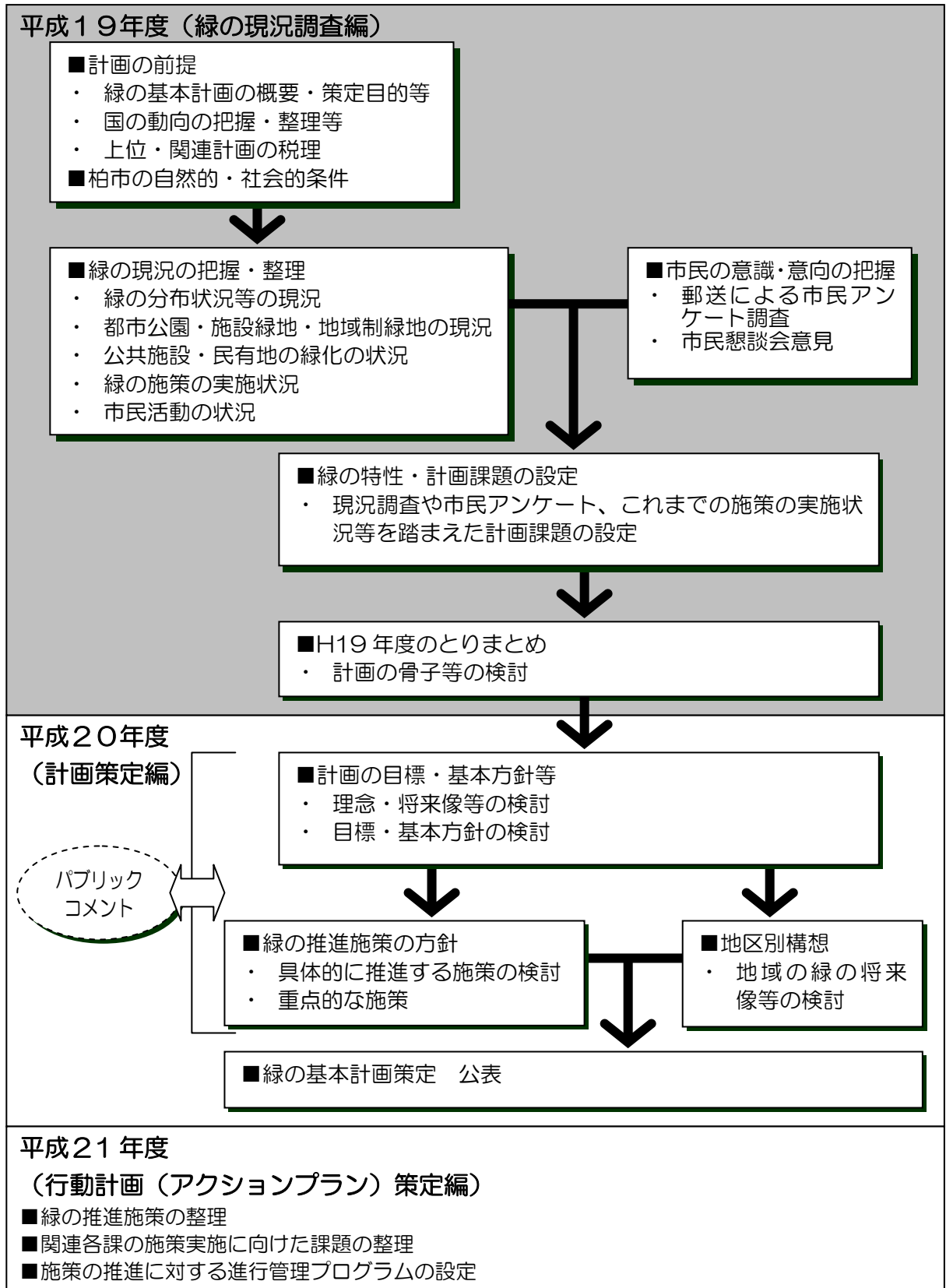
市民の地域における身近な意見等を聴き、地域の緑の課題を整理する役割を担うために、「市民懇談会」を設置する。

庁内においては、所管の事業・計画等の連絡調整を行うため、「策定作業部会」を設置する。

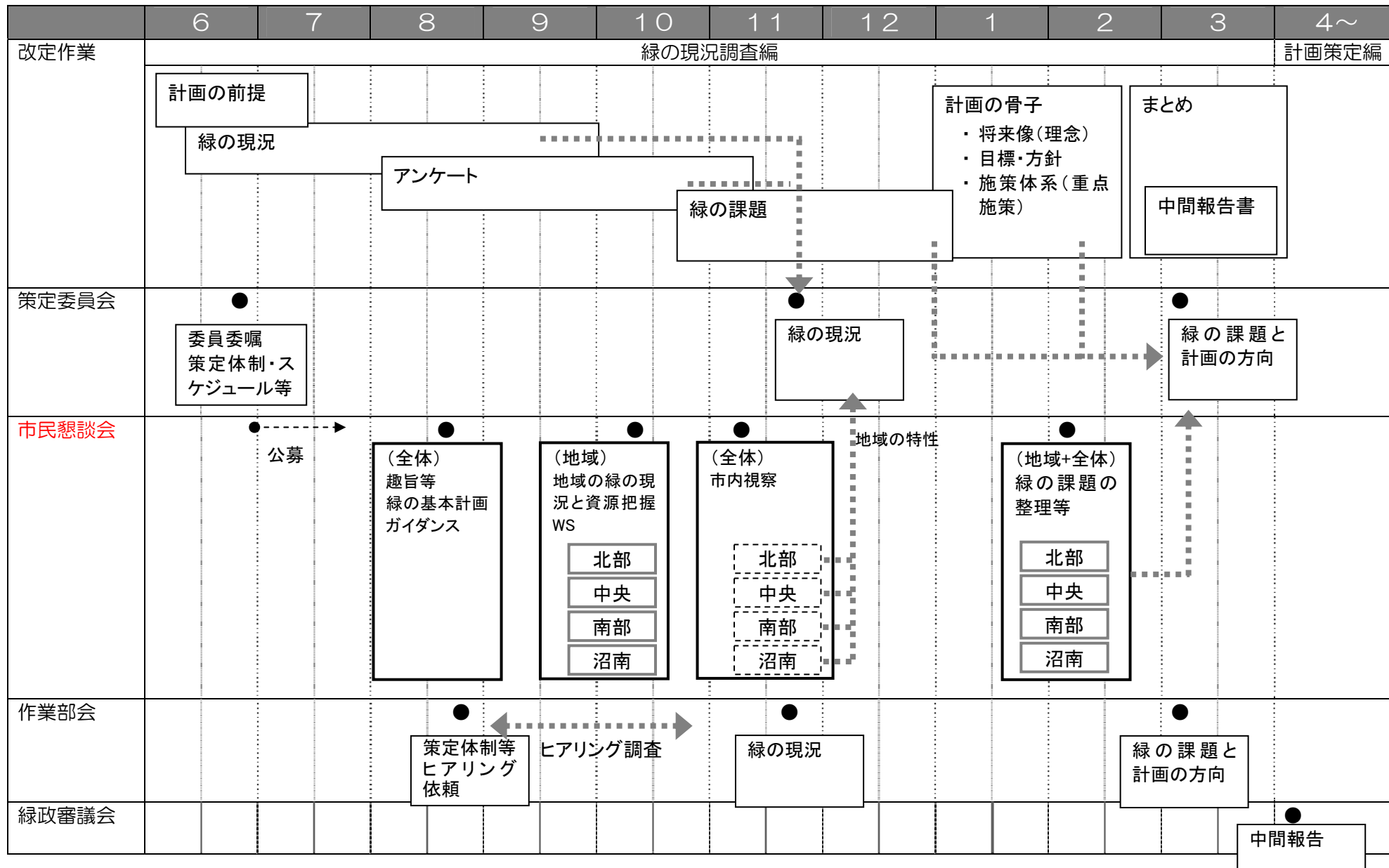


3.今年度の作業内容とスケジュール

今年度は、主に緑の現況調査、市民の意識・意向の把握と、それらに基づいた緑の課題の設定を中心とした作業を行い、次年度に計画策定を行う。また、21年度には計画内容を踏まえた行動計画（アクションプラン）の策定を行う。

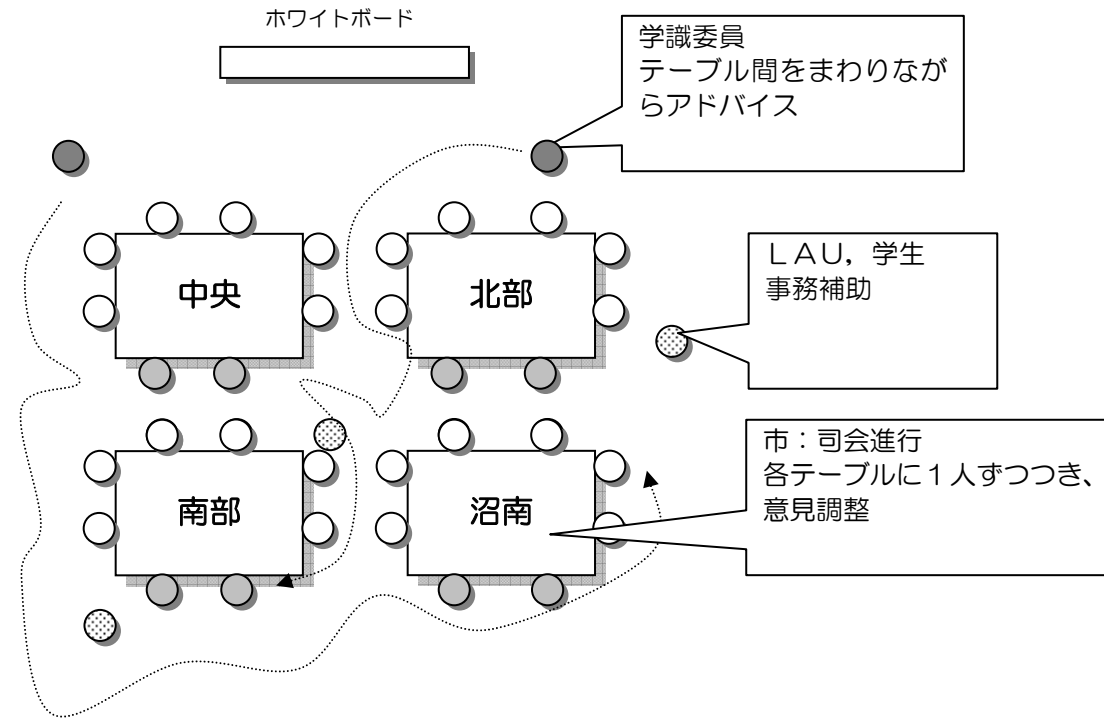


H19年度スケジュール（予定）



第1回 (全体)

| 8月20日 (月) タイムスケジュール | |
|---------------------|--|
| 2:00 | <ul style="list-style-type: none"> ●開会・挨拶 ●出席者紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会委員紹介 ・事務局等紹介 |
| 2:30 | <ul style="list-style-type: none"> ●「柏市緑の基本計画」の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の概要 ・市民懇談会の役割等について ・市民アンケートについて |
| 3:00 | <ul style="list-style-type: none"> ●意見交換 30 <ul style="list-style-type: none"> ・柏市の緑や公園について (各地域の緑や公園について) ・意見シートの説明と活用 |
| 3:30 | <ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回の日程 ●閉会 |



第2回 (地区)

10月中旬

- 目的
 - ・地域の緑の特性と大切にしたい特徴ある緑の掘り起こしと共有化
- 内容
 - ・地域の緑の特性や大切にしたい緑の整理 (地図上)
 - ・何とかしたい場所等 (緑を増やしたい等) の整理 (地図上)

- ワークショップ 60
 - ・全体説明
 - ・開始
 - 「地域の大切にしたい緑マップづくり」
 - 白図上に自分の家をプロットしながら自己紹介 (とっかかり)
 - 付箋に理由や意見を記入
 - 書き込み、発表 (1人1つ) 記入・貼り付け、一通りまわして二回目

第3回 (全体)

11月中旬

- 目的
 - ・緑の資源の共有化を図るために市内の緑の視察を行う
- 内容
 - ・前回の懇談会の意見をベースにルートを場所と設定
 - ・マイクロバス等でまわる

第4回 (地区)

1月中旬

- 目的
 - ・視察を踏まえて重要な緑資源と課題の整理
- 内容
 - ・地域と市全体の緑の課題
 - ・そのために何が必要か、どのような方策が考えられるか

第5回 ()

- ・必要に応じて開催

第2回
柏市緑の基本計画策定市民懇談会

－ 意見シート－

地域名： 北部 ・ 中央 ・ 南部 ・ 沼南 （○を付けてください）

氏名

●意見シート

平成 19 年 8 月 20 日

柏市緑の基本計画策定市民懇談会

第2回の市民懇談会では、以下の項目に対して意見をお聴きしたいと考えています。意見を整理するために、このシートを活用させていただきます。

1. お住まいの地域や市内の他の地域で、公園や緑について良いと思う事や自慢できることがあれば書きください。

2. お住まいの地域や市内の他の地域で、公園や緑について悪い事や他の市より劣ると思われる事、改善すべきと考える事があれば書きください。

3. 上記2に関して、その要因は何であると思いかすか。また、どう改善ないし、対応したら良いと思われますか。

4. お住まいの地域や市内の他の地域で、緑や水辺、公園について、今後（将来に亘って）こうあってほしい事、大切にしたい事があれば書きください。

5. 居住している地域や柏市内で、緑の保全や緑化に関わりをもっていたり、何か活動をされたりしている方は、具体的な内容を記入してください。

6. その他、市民懇談会について、ご意見・ご要望・ご提案・ご感想などがあれば書きください。

★次回の懇談会にご持参のうえ、終了後に提出してください。

連絡先 柏市役所 公園緑政課

TEL : 04-7167-1111 (代) 内 477 ● FAX : 04-7167-7668 ● E-mail : koenryokusei@city.kashiwa.lg.jp

第1回市民懇談会 会議録

北部地域

- ・都市計画の線引で、北部の一部は市街化区域となっているが、大半は市街化調整区域で緑の多い地域である。TXの開発計画がよく分らない。
- ・里山の整備の活動に取り組んでいる。放置された山林が多く、不法投棄も多い。これからそのような山林をどうしていくかが問題である。
- ・松葉町地区は緑も多く、みなさんから、よくうらやましいといわれる。これからも緑を守っていききたい。
- ・松葉町の緑は確かに豊かではあるけれど、次第に減ってきている。緑についてみなさんとともに勉強していきたい。
- ・TXの開発で、4月から当地区のマンションに引っ越してきた。保育園に通う子供がいるが、めだかも多い。開発で引っ越してきた者が言うのもおかしいが、緑を失う開発は止めて欲しいと思っている。TX及び周辺の開発計画がよく分らない。
- ・北部開発には疑問である。キャンパスの近くにも高層建築ができるとか。高層の計画には公園も少ない。開発が進むと、こんぶくろ池の湧水も出なくなるのではないか。計画の内容が知りたい。
- ・北部開発は都市計画決定され、市街化区域に編入されて開発されている。いまは開発が始まって伐採され丸裸の状態ではあるが、公園、道路の街路樹などが大きくなり将来は緑が増えてくる。サイエンスパークも今はその状態である。松葉町も開発当初緑が少なかったのが、時間が経ってあれだけ緑のある町になった。
- ・市街化区域内、市街化調整区域に分けて緑を考える必要があるのではないか。
- ・市街化区域内は建築や開発のできる地域であり、緑をどのように残すかが問題。一方で、市街化調整区域は基本的には開発できない区域で、緑がたくさんある。しかし、多くは荒れた山林であり、これは地権者だけで手当できない。山林の荒れた緑地を、いかにして優良緑地にするかが大きな問題である。ボランティアの力がどうしても必要となる。
- ・航空写真があると緑の状況がわかるのではないかと思う。入手できれば、お願いしたい。

<事務局>

- ・北部開発は国の事業であり、千葉県、都市再生機構がやっている。市のわかる範囲で次回公開したい。
- ・航空写真についても検討する。
- ・次回、他に都市計画図なども用意する。
- ・次回、10月半ばを予定している。4地域を2つに分けて開催することもありえる。
(参加者の意見 月曜日の午後がいい。土日は避けて欲しい。)

中央地域

- ・意見シートの設問は良くない。この設問のことは公園緑政課で調べれば済むことではないか。
- ・緑の保全のためには具体論が必要である。公園緑政課だけではだめで、緑の保全のためには、環境や税の関係（関連課）とも調整が必要である。今後は、自然循環が重要であるとする。
- ・緑は環境問題と切り離せない。緑を残すと同時に環境を残してほしい。しかし、市の環境と緑政部は縦割りとなっている。外部で調査している緑や環境に係る調査も活用してほしい。
- ・旭町地域は緑がほとんどないところである。コンクリート・ジャングルだ。
- ・財団のみどりの基金もこの会に加わってもらえるべきではないか。
- ・新たな緑を創り出すことが重要であるとする。
- ・また、緑の適切な管理が必要で、梨等の農地は農薬などの関係で良い環境とは言えない。農薬は本当に必要なのかどうか疑問である。
- ・管理されていない雑木林は良くないと思う。しかし、団地の管理された緑は良い。
- ・企業（会社）の敷地の緑の管理が重要であると思う。
- ・縦割りでない役所内の横断的な取り組みが重要であると思う。
- ・また、民間に売却された文京学園（運動場）の跡地が問題で、140戸の住宅が建設される予定と聞いている。より多くの緑を残すような宅地開発指導をして頂きたい。
- ・増尾も良い森（緑の保全指定がされていた）があったが、相続が発生したらその保全を外してしまったのが残念である。
- ・手賀沼マラソンは、エコ・マラソンとして位置づけ、例えば、参加ランナーに手賀沼の斜面林などを守る基金として、参加料に上乗せして寄付してもらえないか。
- ・人口30万人以上の都市は、事業所税（数億円）の収入がある。市長の決断でこれを「緑を守るために使う」ということを言ってほしい。（対象と税額：1000㎡以上の土地で、600円/㎡）
- ・子どもの遊び場を提供している者に顕彰等してほしい。
- ・緑の減少は、相続税が最大要因となっている。
- ・みどりの基金の基本財源はどれくらいあり、買収はどれくらいできているのか、その資料提示ができる範囲でお願いしたい。

<事務局>

- ・みどりの基金の情報については、次回までに、可能な範囲で提供したい。

南部地域

- ・できることには限度があり、やるべきことの中で優先順位をつけて進めていくことが重要であると思う。
- ・優先順位は人によって違うと思うが、私の場合は、「拠点のみどり」をなんとかしても残していくことが重要だと思っている。
- ・南部公園の付近には「柏の軽井沢」とも呼ばれる良好な自然環境が残されているところがある。しかし、土地を売るために日当たりを改善する必要があり、余分な樹木まで伐採してしまった。これは非常に残念である。土地を売るために、関係の無い樹木まで切ってしまうのがよいのかと思う。南部地域にはこうした事例がたくさんある。
- ・中町公園では交通事故を防止するため、公園の木をなんとかしてほしいという要望があり、木を切ってしまったということもあった。
- ・自宅の周りは、昔は緑が豊かな地域であった。しかし、ほとんどの緑がなくなってしまい、牧場跡地周辺が唯一のまとまった緑となっている。
- ・大公園には一日中人がたくさん集まっており活発に利用されているが、開発行為などで設けられた小公園はあまり利用されていないように感じる。そのため、拠点となる緑を中心とし、それぞれの拠点に特徴（教育・環境とか）を持たせていくのが良いと思う。
- ・この緑の基本計画を進めていくには、緑と市民とのかかわりが重要である。緑地債権のような形で、市民から低利で資金を調達し、緑地を確保するというのはどうだろうか。
- ・自然環境調査をしていて、知らなかった緑がたくさん残されているということに気づいた。例えば、北部地域には5万㎡ほどの大湿地があった。しかし、この湿地は開発予定地となっており、将来的にはなくなってしまうということである。こうした破壊される緑は合計でどれくらいになるのか、また、それを挽回するために新たに生み出される公園等の緑地はどれくらいになるのかを考える必要がある。できれば、開発により失われる緑についても、このままでよいのかについて再考してほしいと思う。
- ・計画を具体化していくためには、年度計画をしっかりと立て、それに基づいて着実に進めてほしいと思う。
- ・拠点となる緑も大切だと思うが、個人的には身近な空き地などの緑も大切だと思っている。
- ・身近なところで山林の開発が行われることになり、市も含めて話し合いをもったが、結局、財政難ということでどうにもできず、山林を守ることができなかった。非常に残念である。
- ・こうした、地域の慣れ親しんだ緑を大切にしていけることが重要であり、開発が不可避だとしても、今よりも緑を多く残すといった規制を強化していく方向で考えてもらえると良いと思う。

沼南地域

- ・沼南地域は市街化調整区域で緑が多い。しかし、緑を保全しているというよりは、そのまま放置している状態である。これをどうするかが課題である。
- ・緑を保全していくことについては、所有者の同意のもとにアミをかける必要があるが、所有者との意見交換も必要である。
- ・開発行為に対しては、一定の割合を緑として残すなど、その方向づけについて考えていくべきである。同時にその緑の管理の問題についても考える必要がある。
- ・緑の中で、不便な生活をしている側からいうと、そっとしてほしい。何の都市計画上の規制をかけず、つまり自由にさせてほしいということ。ただ緑を残せというだけでは、反対という気持がある。緑を残すといっても、相続税の問題もあり、また収益も少ない。あと何代まで残していくことができるかという現実的な問題がある。
- ・沼南地域は緑は多いが、保存林などとして指定されているものは少ないのではないかと。緑を残していくことについては、所有者にメリットがあるようにすべきである。所有者に我慢をしてもらうには無理があるのではないかと。
- ・大津川沿いには休耕地も多い。このような休耕地の有効利用についても考えていくべきであると思う。
- ・緑を残していくということは良いことであるとは考える。しかし、今住んでいる地域では、今年の新入生はわずか4人で過疎地域である。人がいなければ、緑を残そうにも話にならない。人が住める所をつくるべきで、そのためには宅地化も必要であると考えます。
- ・大津ヶ丘に住んで30年になる。最近、公団（都市再生機構）が病院用地であった土地を売却してしまい、小規模の宅地となってしまった。団地の緑は豊かになった。
- ・ローレルヒルズは、大きな樹木も切ってしまい、残念である。
- ・市長への手紙として、緑を残すべきであると提言したが、相続税の面から市が残すことは難しいとあったが、そのようなことで良いのか。
- ・ローレルヒルズ（湖南）の計画書を入手したが、これをみると緑をどのくらい残すかということについて、きちんと書いていない。このような計画をなぜ市が許可したのか。このようなことをやっていたのでは緑は残らない。緑を残した開発するような仕組みが必要である。
- ・緑は旧柏市の区域からだんだん減ってきている。ローレルヒルズは、木が1本もない開発である。大津ヶ丘は、古墳調査もあって、はじめから緑を残す計画であり、緑は多い。
- ・緑の保全とはいえ、実態は緑を放置しているだけである。その緑も松食い虫にやられている状態であり、また相続税の問題が大きいと思う。そのような緑を守っていくために、ボランティアが重要であると思う。